

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 高額介護合算療養費について（令和5年度分）～

■ 高額介護合算療養費とは

世帯で1年間（令和5年8月1日～令和6年7月31日）の医療費と介護サービス費の両方の自己負担額を合算して、基準額（世帯の限度額）を超えた場合には、申請により、その超えた額が支給されます。

支給対象となる方には本年3月から4月頃に申請のお知らせをお送りします。

- 医療費、または介護サービス費の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- 基準額を超える額が500円以下の場合は、支給の対象となりません。
- 新たに後期高齢者医療制度に加入された方、北海道外から転入された方など、申請のお知らせを送りできない場合があります。

◆ 基準額表

負担割合	区 分		基準額(世帯の限度額)
3 割	現役並み所得者		【課税所得690万円以上】212万円
			【課税所得380万円以上】141万円
			【課税所得145万円以上】 67万円
2 割	一定以上所得者		56万円
1 割	一般		
	住民税非課税世帯	区 分 Ⅱ (※ 1)	31万円
		区 分 Ⅰ (※ 2)	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金控除は80万円を適用。給与所得がある場合、その金額から10万円を控除。）、または老齢福祉年金を受給している方

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

【住所】〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階 【電話】011-290-5601
住民生活課 生活環境係

【電話】5-1112 【告知端末機】5-8812